

令和2年4月1日

重度障がい者日常生活用具給付基準

別 紙 1

別 紙 2

別 紙 3

大阪市福祉局障がい者施策部

<1 介護・訓練支援用具>

■「介護」欄：◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	特殊寝台	下肢または体幹機能障がい2級以上 難病患者等でその疾病が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者	学齢児以上	154,000	8年	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度が個別に調整できる機能を有するもの。	◎
2	特殊マット	下肢または体幹機能障がい1級 下肢または体幹機能障がい2級 知的障がいの程度が重度以上 難病患者等でその疾病が起因となり、寝たきりの状態にある者	3才以上 3才以上 18才未満 3才以上	19,600	5年	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	◎
3	特殊尿器	下肢または体幹機能障がい1級 (常時介護を要する者に限る) 難病患者等でその疾病が起因となり、自力で排尿できない者	学齢児以上	67,000	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	◎
4	入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級以上 (入浴に、家族等他人の介助を要する者に限る)	3才以上	82,400	5年	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	
5	体位変換器	下肢または体幹機能障がい2級以上 (下着交換等に、家族等他人の介助を要する者に限る) 難病患者等でその疾病が起因となり、寝たきりの状態にある者	学齢児以上	15,000	5年	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	◎
6	移動用リフト	下肢または体幹機能障がい2級以上 難病患者等でその疾病が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者	3才以上	159,000	4年	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	◎
7	訓練椅子	下肢または体幹機能障がい2級以上	3才以上 18歳未満	33,100	5年	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	
8	褥瘡予防マット	次の①・②のいずれかに該当し、医師の意見書等により、床ずれ防止・褥瘡予防が必要なことが認められる者 ①下肢または体幹機能障がい1級で、日常生活動作において全面的に介護を要する状態の者 ②難病患者等でその疾病が起因となって下肢または体幹機能に障がいがあり、日常生活動作において全面的に介護を要する状態の者	学齢児以上	106,700	5年	床ずれ防止・褥瘡予防のためのものであって、次の①・②のいずれかに該当するもの ①エアーマットと送風装置からなるもの ②特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	◎

<2 自立生活支援用具>

■「介護」欄：◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	入浴補助用具 (注3)	下肢または体幹機能障がい者 であって、入浴に介助を要する者 難病患者等でその疾病が起因 となり、入浴に介助を要する者	3才以上	90,000	5年	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助でき、障が い者又は介助者が容易に使用 し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	◎
2	便器	下肢または体幹機能障がい2 級以上 難病患者等でその疾病が起因 となり、常時介護を要する者	学齢児以上	4,450 (手すりを設ける場 合は5,400円の範 囲で加算すること ができる)	8年	腰掛便器等障がい者が使用し 得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改 修を伴うものを除く。	◎
3	つえ	下肢または体幹機能障がい4 級以上	学齢児以上	4,400	2年	主体は木材、軽金属のいずれか とする。 夜光材付とした場合を含む。 ※一本杖のみ対象	
4	移動・移乗 支援用具 (歩行支援用 具) (注3)	平衡機能または下肢もしくは体 幹機能障がい者または 視覚障 がい2級以上※ (家庭内の移動等に、介助を要 する者) 難病患者等でその疾病が起因 となり、下肢が不自由な者	3才以上	60,000	8年	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等であるこ と ア. 障がい者の身 体機能の状態を十分踏まえたも のであって、必要な強度と安定 性を有するもの イ. 転倒予 防、立ち上がり動作の補助、移 乗動作の補助、段差解消等の 用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。 ※視覚障がいは段差解消及び 手すりに限る	◎
5	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体 幹機能障がい者で、当該障が いにより頻繁に転倒する者 知的障がいの程度が重度以上 で、てんかんの発作等により頻 繁に転倒する者 精神障がい者で、てんかんの 発作等により頻繁に転倒する者	—	12,600	3年	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの。	
6	特殊便器	上肢機能障がい2級以上 (両上肢に障がいを有する者) 知的障がいの程度が重度以上 で、訓練を行っても自ら排便後 の処理が困難な者 難病患者等でその疾病が起因 となり、両上肢機能障がいのあ る者	学齢児以上	151,200	8年	温水温風を出し得るもので、障 がい者又は介助者が容易に使用 し得るもの。ただし、取替えに 当たり住宅改修を伴うものを除 く。	

<2 自立生活支援用具>

■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
7	火災警報器 (一般)	身体障がい2級以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)	—	15,500	8年	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し、屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。 (ただし、集合住宅で非常ベル・ 非常放送設備のある住宅は除 く) ※限度額の範囲内で、1世帯2 個を限度とする。	
		知的障がいの程度が重度以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)					
8	火災警報器 (連動型)	身体障がい2級以上 (障がい者のみの世帯、又はこ れに準ずる世帯)	—	—	—	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し、屋外にも 警報ブザーで知らせるとともに、 消防署とも連動するもの。 (ただし、集合住宅で非常ベル・ 非常放送設備のある住宅は除 く)	
		聴覚又は音声・言語機能障が い3級以上 (障がい者のみの世帯、又はこ れに準ずる世帯)					
9	自動消火器	身体障がい2級以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)	—	28,700	8年	室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消火液を噴射 し、初期火災を消火し得るもの。	
		知的障がいの程度が重度以上 (火災発生の感知及び避難が 著しく困難な障がい者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、火災発生の感知及び避 難が著しく困難な者のみの世 帯、又はこれに準ずる世帯)					
10	電磁調理器	視覚障がい2級以上 (単身世帯、又はこれに準ずる 世帯)	—	15,000	6年	視覚障がい者又は知的障がい 者が容易に使用し得るもの。	
		知的障がいの程度が重度以上 (単身世帯、又はこれに準ずる 世帯)					
11	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上	学齢児以上	12,000	10年	視覚障がい者が容易に使用し 得るもの。	
12	聴覚障がい者用 屋内信号装置 (注3)	聴覚障がい2級以上 (聴覚障がい者のみの世帯又 はこれに準ずる世帯)	—	87,400	10年	音・声音等を視覚、触覚等により 知覚できるもの。 (サウンドマスター、聴覚障がい 者目覚時計、聴覚障がい者用 屋内信号灯を含む。)	
13	車椅子用 レインコート	身体障がい起因となり、車椅子 の使用を必要とする者	—	10,500	1年	雨天時に外出する時、車椅子で 容易に着用できるもの。	
		難病患者等でその疾病が起因 となり、車椅子の使用を必要と する者					

<3 在宅療養等支援用具>

■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式等 (内容)	介護
1	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上で、 必要と認められる者	学齢児以上	36,000	5年	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		呼吸器機能障がい3級と同程度 の身体障がい者であり、必要 と認められる者					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、呼吸器機能に障がいのある者					
2	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上で、 必要と認められる者	学齢児以上	56,400	5年	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		呼吸器機能障がい3級と同程度 の身体障がい者であり、必要 と認められる者					
		難病患者等でその疾病が起因 となり、呼吸器機能に障がいのある者					
3	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上	3才以上	51,500	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	
4	視覚障がい者 用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上	学齢児以上	9,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
5	視覚障がい者 用体重計	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	—	18,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
6	視覚障がい者 用血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	18歳以上	15,000	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
7	パルスオキシメーター	心臓機能障がい3級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者。)	—	42,000	6年	在宅の酸素療法等を要する重度の呼吸機能障がい者等が、簡易に動脈の酸素飽和濃度を測定し、心肺機能が常時正常であるかどうかを確認できるもの。	
		呼吸器機能障がい3級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器装着者。)					
		難病患者等でその疾病が起因となり、人工呼吸器を装着している者(就寝時のみ装着する場合は除く)					
				(ただし、「難病患者等」でその状況により、簡易型では対応できない特段の理由が認められる場合は、157,500円とする。)			

<4 情報・意思疎通支援用具> ■「介護」欄：◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
1	携帯用会話 補助装置	音声機能もしくは言語機能障 がい者 肢体不自由者で、発声・発語 に著しい障がいを有する者	—	98,800	5年	携帯式で、ことばを音声又は文 章に変換する機能を有し、障が い者が容易に使用し得るもの。	
2	情報・通信 支援用具 (注3)(注10)	視覚障がい2級以上または上 肢機能障がい2級以上	学齢児以上	100,000	5年	パーソナルコンピューターを使 用するにあたり必要となる周辺 機器やアプリケーションソフトで 障がい者が容易に使用し得るも の。	
3	視覚障がい者 用地上デジタル 放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上	学齢児以上	29,000	5年	地上デジタルテレビ放送を受信 する機能を有するもので、視覚 障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	
4	点字器 (注4)	視覚障がい2級以上	—	(標準型) 10,800	7年	点字を打つための用具で、点字 板と定規と点筆を組み合わせて 使用するもの。 標準サイズ(258mm×191mm) の点字用紙一枚分を書くことが できるサイズのもの。	
				(携帯用) 7,500	5年	点字を打つための用具で、点字 板と定規が一体となったものと 点筆を組み合わせて使用するも の。 携帯して使用することが可能な もの。	
5	点字 ディスプレイ (注10)	視覚障がい2級以上で、必要と 認められる者	18才以上	383,500	6年	文字等のコンピューターの画面 情報を点字等により示すことの できるもの。	
6	点字 タイプライター	視覚障がい2級以上	就労もしくは 就学している 者	63,100	5年	視覚障がい者が容易に使用し 得るもの。	
			就労が見込 まれる者				
7	視覚障がい者用 ポータブル レコーダー (注4)	視覚障がい2級以上	学齢児以上	(録音再生機) 89,800	6年	音声等により操作ボタンが知覚 又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方 式により記録された図書の再生 が可能な製品であって視覚障が い者が容易に使用し得るもの。	
				(再生専用機) 36,750		音声等により操作ボタンが知覚 又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再 生が可能な製品であって視覚 障がい者が容易に使用し得るも の。	
8	視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置	視覚障がい2級以上	学齢児以上	115,000	6年	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化し た情報(SPコード)を読み取り、 音声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障が い者が容易に使用し得るもの。	

<4 情報・意思疎通支援用具> ■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
9	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がい	学齢児以上	198,000	8年	画像入力装置に読みたい又は聞きたいもの(印刷物等)を読み込ませることで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は活字文章を認識し、音声読み上げするもの。	
10	視覚障がい用 時計 (注4)	視覚障がい2級以上 (本人が現に所有していない場合に限り。)	18才以上	(触読式) 10,300	10年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
		視覚障がい2級以上 (手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者)		(音声式) 13,300		音声発生装置付きで、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
11	聴覚障がい者用 通信装置 (注4)	聴覚障がい者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	(ファックス) 20,000	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	
		発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者で、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる者		(ファックス以外) 71,000			
12	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	88,900	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	
13	人工喉頭 (注4)	音声機能もしくは言語機能障がい者で、本装置がコミュニケーションの手段として必要と認められる者 (ただし、「埋込型人工鼻」については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限り)	—	(笛式(気管カニューレ付)) 8,400	4年	呼気によりゴム管の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	
				(電動式) 72,300	5年	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 電池、充電器を含む。	
				(埋込型人工鼻) 23,100	1ヵ月	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障がい者が容易に使用し得るもので、気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート。	
14	ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上 (単身世帯もしくは世帯全員が視覚障がい2級以上もしくはこれに準ずる世帯)	18才以上	59,800	6年	服の形状や色、物の名称を録音したICタグを服や物に貼り付けておき、必要時に本体で再生することにより、その形状や色、名称等を認識することができるもの。	

<5 排泄管理支援用具>

■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
1	ストマ用装具 (蓄便袋) (注7)	直腸機能障がい者または小腸機能障がい者で、ストマ造設術を行っている者	—	8,900	1ヵ月	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	
2	ストマ用装具 (蓄尿袋) (注7)	ぼうこう機能障がい者または小腸機能障がい者で、ストマ造設術を行っている者	—	12,200	1ヵ月	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	
3	紙おむつ (注7)	<p>ぼうこう・直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>ぼうこう・直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ、福祉用具等の使用による意思表示も困難である者で、紙おむつを必要とする者</p> <p>①乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者</p> <p>②下肢又は体幹機能障がい2級以上で、かつ、アからウのいずれかの障がい起因となり排尿または排便の意思表示が困難な者 ア 知的障がい イ 音声・言語機能障がい ウ 呼吸器機能障がい</p> <p>③難病患者等でその疾病が起因となり下肢又は体幹機能に障がいがある者で、かつその疾病が起因となり排尿または排便の意思表示が困難な者</p>	3才以上	12,000	1ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。 限度額の範囲内で別紙3に定める付属品を給付できる。	◎ (注6)

<5 排泄管理支援用具>

■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
4	サラシ、ガーゼ、 脱脂綿 (注7)	ぼうこう・直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者	3才以上	12,000	1ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。	
		ぼうこう・直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
		直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
		乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、サラシ、ガーゼ、脱脂綿を必要とする者					
5	洗腸用具 (注7)	直腸機能障がい者で、治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためにストマ用装具を装着することができない者で、洗腸用具を必要とする者	3才以上	12,000	6ヵ月	障がい者が容易に使用し得るもの。 (耐用期間6ヶ月程度)	
		直腸機能障がい者で、先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便機能障がいのある者で、洗腸用具を必要とする者					
		直腸機能障がい者で、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、洗腸用具を必要とする者					
		乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排便の意思表示が困難な者で、洗腸用具を必要とする者					

<5 排泄管理支援用具>

■「介護」欄:◎ 介護保険制度との重複品目

項番	種目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	限度額 (円)	耐用 年数等	性能形式 (内容)	介護
6	収尿器	肢体不自由者で、本器により排尿が容易となる者	—	(男性用(普通型)) 8,000	1年	採尿器と蓄尿袋とで構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 (ラテックス製またはゴム製を推奨)	
				(男性用(簡易型)) 5,900			
				(女性用(普通型)) 8,800		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。	
				(女性用(簡易型)) 6,100		ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付とする。	

重度障がい者日常生活用具給付基準表

(注)

1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
2. この要綱の施行日までに現にリフトの貸与を受けている者は、当分の間、その契約に基づいて貸与を受けることができるものとする。
3. 給付は1種目につき原則1個とする。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具(歩行支援用具)、聴覚障がい者用屋内信号装置、情報・通信支援用具については、必要性を勘案したうえで、1回の申請につき限度額内で複数個給付することができる。
4. 1種目内に複数形式あるものについて、希望するものいずれか一方を選択のうえ申請できる。(ただし、耐用年数内に希望するものをもう一方に変更し再給付の申請をすることはできない。)
5. 紙おむつの給付の適否に関して判断が必要な場合は、心身障がい者リハビリテーションセンターの意見を聴くことができる。
6. 介護用品支給事業の紙おむつの給付対象となる場合は、本事業の給付対象外とする。
7. 排泄管理支援用具において、「ストマ用装具」、「紙おむつ」、「サラシ、ガーゼ、脱脂綿」、「洗腸用具」については併給することはできない。
8. 給付の可否判断に際して、対象の確認のため医師意見書等の提出が必要となる場合がある。(紙おむつの場合は給付要件により必須の場合がある。)
9. 難病患者等の確認のため提出された診断書において、疑義のある場合は主治医等に問い合わせるものとする。
10. 別表1中の「情報・通信支援用具」及び「点字ディスプレイ」については、この要綱の施行の前日に「大阪市障がい者情報バリアフリー化支援事業実施要綱」に基づいて情報・通信機器等の給付を受けた者は既に受給したものとみなし、給付を受けてから5年を経過していない場合は対象外とする。
11. 介護・訓練支援用具において、「特殊マット」と「褥瘡予防マット」は、併給することができない。

日常生活用具の給付にかかる自己負担額(徴収基準月額)表

世帯階層区分(現行区分)			自己負担額(円) (徴収基準月額)
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	市民税非課税世帯		0
C1	所得税 非課税 世帯	市民税均等割課税世帯	1,120
C2		市民税所得割課税世帯	1,450
D1	所得 税 課 税 世 帯	前年度所得税 2,400 円以下	1,720
D2		〃 2,401 円 ～ 4,800 円	1,900
D3		〃 4,801 円 ～ 8,400 円	2,120
D4		〃 8,401 円 ～ 12,000 円	2,350
D5		〃 12,001 円 ～ 16,200 円	2,750
D6		〃 16,201 円 ～ 21,000 円	3,120
D7		〃 21,001 円 ～ 46,200 円	4,050
D8		〃 46,201 円 ～ 60,000 円	4,670
D9		〃 60,001 円 ～ 78,000 円	5,770
D10		〃 78,001 円 ～ 100,500 円	6,870
D11		〃 100,501 円 ～ 190,000 円	8,920
D12		〃 190,001 円 ～ 299,500 円	11,000
D13		〃 299,501 円 ～ 831,900 円	26,150
D14		〃 831,901 円 ～ 1,467,000 円	40,350
D15		〃 1,467,001 円 ～ 1,632,000 円	42,500
D16		〃 1,632,001 円 ～ 2,303,000 円	51,450
D17		〃 2,303,001 円 ～ 3,117,000 円	61,250
D18		〃 3,117,001 円 ～ 4,173,000 円	71,900
D19		〃 4,173,001 円以上	全額

※ 継続品目について、1 ヶ月分の給付決定を行う際の自己負担額については、上記自己負担額の 2 分の 1 とする。(10 円未満の端数は切捨てとする。)

(注)

「世帯」とは、住民基本台帳上同一世帯となっている者で、かつ民法(第 877 条第 1 項)に基づく扶養義務者(本人の直系血族及び兄弟姉妹)及び配偶者とする。(外国人登録により同一世帯となっていない同住所地の者については、住民基本台帳上同一世帯となっている者と同様とする。)

○ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）の付属品として給付することができる品目一覧

	品 目	用 途
1	皮膚保護ペーस्ट 皮膚保護パテ	ペーस्ट状の皮膚保護剤は、ストマ周囲のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にするので、ストマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排泄物の漏れを防止することができる。ストマ周囲の皮膚形状は良くないオストメイトに必要である。
2	皮膚保護パウダー	パウダー状の皮膚保護剤は、ストマ周囲の皮膚がじめじめして皮膚保護剤面板が粘着しない場合に振りかけて皮膚を保護し密着させ、またはストマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排泄物付着を防ぐために必要なものであり、多くのオストメイトが常用している。
3	皮膚保護ウエハー	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤は、ストマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。ストマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
4	固定用ベルト	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として必要である。
5	サージカルテープ	ストマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長するために、面板の周囲に貼り付けるかぶれにくい粘着性のテープで、面板のはがれを防ぐ目的で多く使用されている。粘着テープ付の面板を使用しない場合に必要である。
6	コンベックスインサート	ストマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランジ分部にリング状のものを嵌め込んで凸面を作り排泄物の漏れを防止する。コンベックス内臓の面板を使用しない場合に必要である。
7	剥離剤 （リムーバー）	皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずにこれらを剥がす液体であり、ストマ装具の交換時に使用する。
8	皮膚皮膜剤 （スキンバリア）	ストマ周囲の皮膚を排泄物やテープ類などの刺激から守るために、皮膚に塗って薄い皮膜をつくる。皮膚がかぶれ易いオストメイトに必要である。
9	レッグバッグ （尿路ストマ）	遠出や就寝時などで長時間にわたり排出処理ができない時には、通常のパウチ（ストマ袋）では難しい場合が起こるので、予備の蓄尿袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。特に就寝時に欠かせない用品である。
10	ナイトドレーナーバッグ	レッグバッグと同様に、就寝時、通常のパウチ（ストマ袋）に接続して蓄尿するもので、就寝時に欠かせない用品である。
11	パウチカバー	発汗により、ストマ装具のパウチ（ストマ袋）部分で蒸れを起こして皮膚に真菌などが発症するものを防ぐために、パウチに被せて汗を吸収する布地のもので、特に夏季に使用する。
12	消臭剤	パウチ（ストマ袋）内の排泄物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用する。
13	入浴用装具	入浴時にストマを保護するために貼り付けるパッドまたは袋

※ いずれも、補助限度額の範囲内で給付できるものとする

○紙おむつ（パンツタイプ・テープ止めタイプ）の付属品として給付することができる品目一覧

	品 目	用 途
1	尿取りパッド	1～2回程度の尿を吸収するもので、次のいずれかの方法で使用する製品。 （ア）紙おむつ（パンツタイプ・テープ止めタイプ）と組み合わせて使用するパッド （イ）パンツに止めて（貼り付けて）使用するためのパッド
2	おしりふき	ウェット（ぬれ）タイプのふきとり紙で使い捨てとして使用する製品 ※ティッシュペーパー、トイレトペーパーは対象外